

福岡県医発第470号（総）

平成18年5月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部を通じ、厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

標記の法律及び同施行規則の趣旨及び内容につきましては、先般、福岡県医発 107号（平成18年4月14日付）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」をもってご通知申し上げたところであります。本件は、施行通知において後日定めることとされていた、都道府県知事が毎年公表する事項を定める省令が公布され、施行されることとなったことの通知であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

「公印省略」

18高第283号

平成18年5月23日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

(高齢者福祉課)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

このことについて、平成18年4月1日より施行された高齢者虐待の防止、高齢者の養
護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正について、別添写しのとおり厚生労
働省老健局計画課長から通知がありましたので、お知らせします。

ついては、貴会会員に対する周知方よろしくお願いします。





老計発第 0509001 号
平成 18 年 5 月 9 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 94 号）の趣旨及び内容については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331021 号。以下「施行通知」という。）をもって通知されているところであるが、施行通知において後日定めることとしていた都道府県知事が毎年度公表する事項を定める高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 119 号）が公布され、本日から施行されることとなった。

その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図るとともに、運用については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成 18 年 4 月厚生労働省老健局）IV 5 を参照されたい。

なお、公表の具体的な手続については、追って通知する。

記

都道府県知事が毎年度公表する事項は、法第 25 条に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況及び養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置に加え、

- ① 高齢者虐待があった養介護施設等の種別
 - ② 高齢者虐待を行った養介護施設従事者等の職種
- とする。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働一一九)

(告 示)

○海上における射撃訓練を実施する件
(防衛庁八九)

○租税特別措置法施行規則第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件の一部を改正する件(総務二九一)

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二九二)

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項の変更の件
(厚生労働三五二)

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件(同三五二)

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件(同三五三、三五七)

○食品衛生法に基づく登録検査機関を登録した件(同三五八、三六〇)

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の所在地の変更の件(同三六一)

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件(同三六二)

○介護保険法第六十九条の十一第一項の登録に関する件(同三六三)

○保安林の指定をする件
(農林水産六七四、六八〇)

○保安林の指定を解除する件
(同六八一、六八五)

○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件
(経済産業一七四)

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件
(国土交通六〇八、六一〇)

○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があつた件
(同六一一)

○結核予防法に基づく指定医療機関の指定の効力が消滅した件
(北海道厚生局一)

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務区域等を変更する件
(関東地方整備局二九六)

○都市計画に関する件
(近畿地方整備局一〇二、一〇三)

(国会事項)

(叙位・叙勲)

(官庁報告)

官庁事項

公調委平成十七年(フ)第一号愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件の審理
(公審等調整委員会公示八)

公調委平成十七年(フ)第四号鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理(同九)

(公 告)

諸事項

官庁

投資顧問業者に対する行政処分、公示送達関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百十九号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十五条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年五月九日

厚生労働大臣 川崎 二郎

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第四号中「をいう」の下に「以下同じ」を加える。

本則に次の一条を加える。

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 虐待があつた養介護施設等の種別
二 虐待を行つた養介護施設従事者等の職種
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○防衛庁告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十八年五月九日

防衛庁長官 額賀福志郎

日時 平成十八年五月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域 若狭湾北方の次の（ア）から（イ）までの四地点を順次結んだ線及び（ロ）の地点と（イ）の地点を結んだ線により囲まれる区域

○総務省告示第百九十二号

政令助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政令交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年五月九日

- （イ）北緯三七度二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
（ロ）北緯三七度〇二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
（ハ）北緯三六度四〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒
（ニ）北緯三七度〇〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒
実施態 自衛艦七隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施態に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○総務省告示第百九十一号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。
平成十八年五月九日

総務大臣 竹中 平蔵

第一項中「第六項第七号」を「第六項第八号」に「第八項第七号」を「第八項第八号」に改める。

別記様式中「第6項第7号」を「第6項第8号」に「第8項第7号」を「第8項第8号」に改める。

附 則
この告示は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

この告示の施行の趣現にされている改正前の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定による申請は、改正後の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定によりされた申請とみなす。

八号の規定による政令交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
総務大臣 竹中 平蔵

政令の名称 異動事項 新 旧
民主党 所属国会議員（所属国会議員でなく）氏名 永田 寿康
（なつた） 平成十八年四月四日

○厚生労働省令第百五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四十九条に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
平成十八年五月九日

厚生労働大臣 川崎 二郎

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
財団法人化学技術戦略推進機構	齋藤 雄一	寺西大三郎	平成十七年四月一日
海外貨物検査株式会社	谷萩 眞一	島本 幸典	平成十七年七月二日

○厚生労働省令第百五十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び食品衛生法施行令第九條第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。
平成十八年五月九日

厚生労働大臣 川崎 二郎

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
山形大学農学部生物生産学科「食品衛生管理実習資格コース」	平成十七年三月三十一日
山形県山形市小白川町一丁目四番十二号	

○厚生労働省令第百五十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令第九條第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。
平成十八年五月九日

厚生労働大臣 川崎 二郎

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
帝塚山学院大学人間文化学部食物栄養学科食品衛生専門課程	平成十八年三月七日
大阪府堺市曙美台四丁目二番二号	

○厚生労働省令第百五十四号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令第九條第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。
平成十八年五月九日

厚生労働大臣 川崎 二郎

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第九十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村からの報告） 第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。 一 三 （略） 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種 五・六 （略） （都道府県知事による公表事項） 第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 虐待があつた養介護施設等の種別 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種	（市町村からの報告） 第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。 一 三 （略） 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。）の氏名、生年月日及び職種 五・六 （略）